

障害福祉サービス事業者等 御中

令和元年台風第19号による被災者に係る利用料等の取扱いについて（通知）

日頃から本市の障害福祉施策に多大なる御尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。標記の件について、以下のとおりお伝えさせていただきます。

本市では、支給決定障害者等について、一定の災害損失が認められる場合、利用者負担を免除することとしており、申請があった際には、自治体が発行する罹（り）災証明書等を基に被害程度の判定を行っております。

本来は、利用者が区役所・支所に申請を行うものですが、11月の請求までに減免の手続が間に合わないケースが見込まれるため、今回は例外的に以下の取扱いといたします。

1 利用者が罹（り）災証明書を有している場合

- ・事業者等の方で利用者が有する罹（り）災証明書を確認してください。その際、罹（り）災証明書における「住家等の被害」の項目を基に、以下のとおり要件の適否を確認してください。

「全壊（焼）」・「大規模半壊」「半壊（焼）」にチェックあり ⇒ 要件該当
「一部損壊（準半壊）」「一部損壊（10%未満）」にチェックあり ⇒ 要件非該当

(1) 要件該当であった場合

- ・確認可であった場合、減免申請に先立って、減免された状態で請求を行うことを可能としますので、所管の区役所・支所に連絡してください（11月5日（火）を締切といたします）。
- ・並行して、利用者に申請に行くように誘導してください（事前に免除を可能とするだけで、申請自体は必要です）。
- ・免除の期間は、申請のあった日の属する月（今回は便宜的に10月とします）から6月間となりますので、請求情報作成時に、利用者負担額の設定を令和元年10月1日から令和2年3月31日まで「0円」にしてください。
- ・全国システムにおける請求の場合、「警告」として障害計画課の審査対象になります。利用者負担額が台帳と請求で異なる場合、本来は請求を否決しますが、連絡をいただいた対象者については、当該警告のみを理由に返戻はしません。
- ・地域生活支援事業の請求については、いただいた連絡を基に、本市にて利用者負担額を修正いたします。システムの仕様上、本市が修正をした日と同日以降に請求する必要があるため、事業者等は7日以降に請求をしてください。ただし、システムエラー等によって修正ができ

ず、受給者台帳への反映ができなかった場合には、本市が連絡をして、データの再アップロード等を依頼する場合がありますので、予め御承知おきください。

- ・利用者から減免申請を受け、認定した後、本市が新しい受給者証を発行します。
- ・災害により生じた損害金額に対する災害保険等が支払われた場合は、これを考慮して減免が非該当になることがあります。その場合、請求済の情報について、過誤再請求が必要になりますので、予め御了承ください。

(2) 要件非該当であった場合

- ・要件非該当である旨を利用者に伝えてください。ただし、困窮度合が深刻な場合で、支援が必要と見込まれる場合には、区役所・支所に相談するように誘導してください。

2 利用者が罹（り）災証明書を有していない場合

- ・区役所・支所に御連絡ください。区役所・支所にて、減免申請に先立って、減免された状態で請求を行うことを可能と判断した場合、その後の手続については、1・(1)を準用します。
- ・利用者が罹（り）災発行証明書の申請を行っていない場合、申請勧奨をしてください。
- ・罹（り）災証明書が発行されたら、利用者に減免申請に行くように誘導してください。申請の結果、減免非該当になった場合は、請求済の情報について、過誤再請求が必要になりますので、予め御了承ください。

3 その他

- ・利用者が複数の事業者等を利用している場合があります。その場合、利用者は複数の事業者等から罹災証明書の提示を求められることとなりますが、その旨を利用者の方にお伝えください。また、事業者等が連絡を取りあって、いずれか1つの事業者等が代表して、区役所・支所に連絡することも可能です。
- ・減免が適用される期間については、上限額管理加算を算定することができませんので、予め御承知おきください。

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課

FAX 044-200-3932